

第 58 回接続委員会 議事概要

日時 令和3年11月24日(水) 11:00~11:37

場所 オンライン会議による開催

参加者 接続委員会 相田 仁主査、関口 博正主査代理、佐藤 治正委員、山下 東子委員、
西村 真由美委員、高橋 賢委員、西村 暢史委員

総務省 北林電気通信事業部長、川野料金サービス課長、古賀電気通信技術システム課長、寺本料金サービス課企画官、田中料金サービス課課長補佐、永井料金サービス課課長補佐

【議事概要】

・東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（加入光ファイバに係る接続メニューの追加等）について【諮問第3142号】

- 総務省から資料について説明が行われた後、報告書（案）について、議論が行われた。
- その結果、報告書（案）のとおり、電気通信事業部会に報告することとなった。

＜東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（加入光ファイバに係る接続メニューの追加等）について＞

【主な発言等】

（山下委員）

意見募集で提出された意見では、接続料が適正な料金水準になるかという点に加え、他の事業者と比べて自社が不公正な扱いをされていないかという点を、各接続事業者は懸念しているように見受けられた。考え方案にも記載があるとおり、この点については、総務省が対応を検討し、確認することが必要ではないかと思う。

（西村 暢史委員）

今回は、新たな取り組みとして、フレキシブルファイバの接続メニュー化、事業者間での共用手続及び卸役務から接続方式への移行などが約款に規定される。考え方案においては、NTT東日本・西日本の報告や対応などについて、これを総務省が確認することが適当と整理されている。是非、確認のみならず、検証や、それを踏まえた対応の検討を含めて対応を

お願いしたい。特に、事業者間で設備を共用する場合、接続事業者間での協議等を接続申込みのプロセスに含む点も含めて、確認することを是非お願いしたい。

(関口委員)

意見募集に対する考え方について、賛同する。

ただし、資料 11 ページによれば、事後共用における設備の特定に関し、先行する事業者が電柱等の設備を自ら敷設するケースにおいて、後発の参入希望者との協議が必要となることから、接続約款の変更案においては、守秘義務の例外を設けるという手続を行い、創設費等の初期費用の分担等については先行事業者と後発事業者との間での協議を行った上、双方から N T T 東日本・西日本への申込みをすることとされている。

この手続自体は理解できるものの、基本的には、卸役務から接続方式に移行する場合において、そのような費用の取扱いに係る協議以外に、事業者間協議の必要性はそれほどないと思われる。

今後の接続化が進むにあたって、費用以外にどのような項目についての協議が必要となるのか等、知見を重ね、改善すべき点があれば改善を進めていただきたい。

もう 1 点、資料 26 ページの意見 11 について、日本インターネットプロバイダー協会から、フレキシブルファイバに係る全体像も知りたいという要望があった。事業戦略上の拠点について開示したくないがために卸での提供を受けるという選択も、現時点では許容されている。そういった状況も含めた全体像について、考え方案においては、接続約款に係る認可プロセス、あるいは N T T 東日本・西日本の報告等を通じて、全体像を把握できる機会があると好ましいというような記載がされている。この点についても、知見が蓄積される中で、改善可能な点があれば、是非改善してもらいたい。今後の接続約款の認可プロセス等で開示情報が増えていくことを期待する。

(相田主査)

関口委員の意見に関し、事業者間での設備共用については、様々なケースがあり得るため、直ちにルール化することは難しいと考えられるものの、様々なケースが蓄積され、落ち着く先を見定められる状況になった際に、ルール化が可能であればルール化するという進め方が妥当かと思う。

(永井料金サービス課課長補佐)

いずれの御指摘も非常に重要なものと認識している。今後も、総務省において、委員からいただいた御意見を特に注意し、接続約款の認可プロセス及びNTT東西の報告に基づき、その実態等を把握していきたいと考えている。

(相田主査)

特に修正等の意見はなかったため、12月3日に開催される電気通信事業部会において、当委員会の検討結果として報告書案のとおり報告することとしたい。